

「株式投資契約書」作成上の注意点

1. エンジェル税制で締結が求められる「投資契約書」

エンジェル税制の優遇措置を受けるためには、その手続きを確実かつ円滑に進めるために、経済産業省告示の規定に基づき、以下の事項等に関する所定の条文を含んだ「投資契約書」を、エンジェル税制の適用を受ける個人投資家と会社との間で締結する必要があります。

(払込後確認申請や、個人投資家の確定申告の際に、契約書の写しの提出が求められます。)

- ①発行株式総数及び払込金額
- ②取得株式数、取得価額及び取得価額の総額
- ③株式払込方法及び払込期日
- ④個人投資家が会社に対し約束する事項
 - ・第1基準日において、一定の株主に該当しないこと。
 - ・当該会社から与えられた新株予約権に係る租特法上の特例の適用を受けないこと。
 - ・株式を取得後に、保有する株式の数に変更を生じたときには会社に報告すること。
(プレシード・シード特例においては、個人投資家が20億円を超える所得控除を受ける場合に限る。)
- ⑤会社が個人投資家に対し約束する事項
 - ・個人投資家が一定の株主に該当しないことを確認した時は、個人投資家に確認書を交付すること。
 - ・第2基準日において、エンジェル税制の企業要件を満たすこと。
 - ・第2基準日以後遅滞なく、都道府県に対して払込みの確認の申請を行い、都道府県からの確認書を個人投資家に交付すること。
 - ・個人投資家の求めに応じて異動状況明細書を作成し、交付すること。
 - ・次のいずれかに該当することとなったときはその旨を証する書面を作成し、個人投資家に交付すること。
 - (1) 清算の終了又は特別清算の終了があったとき
 - (2) 破産法に基づく破産手続開始の決定があったとき
 - (3) 発行する株式が上場等したとき
 - ・上記以外に税制の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

2. 投資契約書に関する追加覚書（以下、追加覚書といいます。）

すでに会社と個人投資家との間で株式投資契約書を締結しているものの、上記に該当するエンジェル税制の優遇措置を受けるための条文がない場合は、会社と個人投資家との間で所定の条文を含む追加覚書を別途締結してください。

3. 租税特別措置法施行規則等の条項の番号等

株式投資契約書や追加覚書にはエンジェル税制の優遇措置を受けるために必要不可欠な条文を盛り込む必要がありますが、これら条文の中では関係法令（租税特別措置法施行規則・中小企業等経営強化施行規則）の特定の条項を参照しています。

関係法令は過去、何度か改正が行われ、条文や条項の番号が変更になっていますので、株式投資契約書や追加覚書を作成するにあたっては、契約締結日を基準に適切な条文や参照先の条項の番号

を記載する必要があります。

例えば、株式投資契約書の第4条第1項の引用条項については、「**第1基準日**（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第18条の15第8項第1号イに規定する基準日・・・）」と記載されています。

令和5年4月1日に租税特別措置法施行規則の改正があったため、会社と株主との契約日が令和5年3月31日以前の場合は「**第1基準日**」の部分は「**基準日**」と記載する必要があります。

このように、契約締結日に合わせた適切な様式を使用した上で、関係法令の条文や条項の番号を契約締結日に合わせて書き換えるようにしてください。

【使用する様式の注意】

契約締結日が令和3年8月1日以前の場合

※お問い合わせ窓口まで別途ご相談いただくか、後段の別表を参照の上、関係法令の条文や条項の番号を書き換えてください

別表

株式投資契約書の契約締結日に応じた関係法令の条項数等の対応表

	令和2年4月1日～ 令和3年8月1日	令和3年8月2日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日以降
改定された法令の種類と施行日	租税特別措置法施行規則 (令和2年4月1日) 中小企業等経営強化法施行規則 (令和2年4月1日)	中小企業等経営強化法施行規則 (令和3年8月2日)	租税特別措置法(令和5年4月1日) 租税特別措置法施行規則 (令和5年4月1日) 中小企業等経営強化法施行規則 (令和5年4月1日)
第4条第1項	1. 基準日 (租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の15 第8項 第1号イに規定する基準日(乙が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の規定(以下「寄附金控除に係る規定」という。)の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11 第8項 第1号イに規定する基準日)をいう。以下同じ。)において、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者)に該当しないこと。	1. 基準日 (租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の15 第8項 第1号イに規定する基準日(乙が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の規定(以下「寄附金控除に係る規定」という。)の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11 第8項 第1号イに規定する基準日)をいう。以下同じ。)において、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者)に該当しないこと。	1. 第1基準日 (租税特別措置法施行規則(昭和32年大蔵省令第15号)第18条の15 第8項 第1号イに規定する基準日(乙が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の規定(以下「寄附金控除に係る規定」という。)の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11 第8項 第1号イに規定する基準日)をいう。以下同じ。)において、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第25条の12第1項第1号から第7号までに掲げる者(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同令第26条の28の3第1項第1号から第7号までに掲げる者)に該当しないこと。
第4条第3項	3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告す	3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告す	3. 株式を取得した時以後に、保有する株式の数に変更を生じさせる事実が発生したときには、当該事実の内容、当該事実の発生した年月日、当該事実により変更のあった株式の数及びその他参考となるべき事項について甲に報告す

	ること。	ること。	ること。ただし、乙が租税特別措置法施行令第25条の12第8項の規定の適用を受けようとする場合であって、適用年(同項に規定する適用年をいう。)における適用額(同項に規定する適用額をいう。)が20億円以下の場合を除く。
第5条第1項	1. 第4条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙に交付すること。	1. 第4条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙に交付すること。	1. 第4条第1項に掲げる事項を確認した場合には、租税特別措置法施行規則第18条の15第8項第2号に掲げる書類(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第19条の11第8項第2号に掲げる書類)を作成し、乙に交付すること。
第5条第2項	2. 基準日において、中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。)第9条第1項各号に掲げる要件に該当するものであること。	2. 基準日において、中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。)第8条第1項各号に掲げる要件に該当するものであること。	2. 第2基準日(中小企業等経営強化法施行規則(平成11年通商産業省令第74号。以下「規則」という。)第11条第2項第1号ロに規定する基準日をいう。以下同じ。)において、規則第8条各号に掲げる要件に該当するものであること。
第5条第3項	3. 乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、基準日において、規則第11条第1項第1号又は第2号及び第3号に掲げる要件に該当するものであること。	3. 乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号及び第3号に掲げる要件に該当するものであること。	3. 乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、第2基準日において、規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる要件に該当するものであること。
第5条第4項	4. 基準日以後遅滞なく、規則第12条に規定する手続(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(甲が規則第11条第1項の確認を受けていない場合に限る。))には、規	4. 基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。))には、規	4. 第2基準日以後遅滞なく、規則第11条に規定する手続(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合(甲が規則第10条第1項の確認を受けていない場合に限る。))に

	則第 13 条に規定する手続)を行い、規則第 12 条第 4 項に規定する確認書を乙に交付すること。	則第 12 条に規定する手続)を行い、規則第 11 条第 4 項に規定する確認書を乙に交付すること。	は、規則第 12 条に規定する手続)を行い、規則第 11 条第 4 項に規定する確認書を乙に交付すること。
第 5 条第 5 項	5. 租租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 第 8 項第 3 号に掲げる明細書(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第 19 条の 11 第 8 項第 3 号に掲げる明細書)を作成し、乙の求めに応じて交付すること。	5. 租租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 第 8 項第 3 号に掲げる明細書(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第 19 条の 11 第 8 項第 3 号に掲げる明細書)を作成し、乙の求めに応じて交付すること。	5. 租租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 第 8 項第 3 号に掲げる明細書(乙が寄附金控除に係る規定の適用を受けようとする場合には、同規則第 19 条の 11 第 8 項第 3 号に掲げる明細書)を作成し、乙の求めに応じて交付すること。
第 5 条第 7 項	7. 1. から 6. ままでに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。	7. 1. から 6. ままでに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 2 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。	7. 1. から 6. ままでに掲げるもののほか、乙が租税特別措置法第 37 条の 13、第 37 条の 13 の 3 又は第 41 条の 19 の規定の適用に関し必要な情報の提供及び書類の交付を行うこと。

(注) 追加覚書は株式投資契約書に準じます。

赤字部分は過去の改正において変更があった部分です。